

京都市立病院医療情報担当者会会則

(目的)

第1条 本会は、質の高い医療の提供に当たり、医療関連企業が果たす役割の重要性に鑑み、京都市立病院との適時適切な連携のもと、医療関連企業の節度ある自律な取組を通じて、京都市立病院における企業活動の健全性及び透明性を確保することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、京都市立病院医療情報担当者会という。

(組織)

第3条 本会の会員は、医薬品及び医療機器（医療材料を含む）等に関する製造、輸入又は販売を営む法人に属する京都市立病院の担当者をもって組織する。

(活動)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の活動に取り組む。

- (1) 京都市立病院における医療情報活動に関する自主規制の策定及び院内行動基準の遵守・実践
- (2) 京都市立病院から発信される連絡事項等の迅速かつ確実な情報伝達
- (3) 本会会員の交替時における円滑な社内引継の徹底並びに京都市立病院及び幹事への報告
- (4) 緊急事案発生時における課題解決に向けた京都市立病院との協議
- (5) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員会を置く。

- (1) 幹事 2社（医薬品系担当者1社、医療機器系担当者1社）
- (2) 准幹事 4社（医薬品系担当者3社、医療機器系担当者1社）

(選任等)

第6条 幹事は、准幹事の中から幹事の指名により選任する。

- 2 准幹事は、本会会員の中から准幹事の指名により選任する。
- 3 前項及び前々項に規定する指名に当たっては、重複しないよう公平性・透明性をもって選任する。

(職務)

第7条 幹事は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

2 准幹事は幹事を補佐し、幹事が事故又は欠員の時は、あらかじめ幹事が指名する順序に従い、その職務を代理し又は代行する。

3 幹事は、本会会員が第4条第1号に違反する行為を確認した場合、当該違反者に対する口頭及び文書による警告並びに市立病院への報告を行うものとする。

(活動年度)

第8条 本会の活動年度は、8月1日から翌年7月31日までとする。

(役員任期)

第9条 幹事及び准幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまではなおその職務を行うものとする。

附 則

この会則は、平成29年8月1日から施行する。